

1 メール通報の概要

メール通報（以下「メール 119」という。）は、音声による 119 番通報が困難な聴覚障がいや言語障がいのある方等（聴覚障がい者等）が、メール（携帯電話・パソコン）を利用して、火災や救急などの緊急通報を行い消防車や救急車を要請することができるシステムです。

2 対象エリア

メール 119 が利用できるエリアは各構成町（栗山、由仁、長沼、南幌）です。他の区域からの通報には対応できません。

3 利用対象者

各構成町内に居住する聴覚障がいや言語障がいのある方などで、以下の利用条件及び注意事項について承諾が得られる方が対象となります。

4 利用条件

(1) メール 119 は事前登録が必要です。

「メール 119（利用・変更・中止）申込書」第 1 号様式（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、申込みを行って下さい。

なお、18 歳未満のご利用につきましては、保護者の方が申込みを行って下さい。

(2) 利用申込み後、申込み内容を審査し、登録承認の可否を第 2 号様式で通知します。

(3) 利用登録後に携帯電話や登録事項に変更が生じた場合は、速やかに最寄の消防（以下「消防」という。）までご連絡の上、申込書により変更手続きを行って下さい。

変更手続きが行われない場合、通報が正常に受け付けられない場合があります。

(4) 緊急時連絡先に登録いただいた親族・協力者等の方には、通報の状況により昼夜を問わず、消防から緊急連絡をする場合があります。

緊急時連絡先に登録いただく方には、必ず趣旨を説明し同意を得て下さい。

(5) 利用登録に当たり、あらかじめ携帯電話事業者と利用者様との間で、ご利用になられている携帯電話事業者が提供するメールサービスの利用契約をすませて下さい。

(6) 携帯電話事業者との契約及び通報の際に生じる通信料は利用者様のご負担となります。

(7) メール 119 は、消防車及び救急車の要請に限り利用することができます。問合せ・ご相談等には応じることはできません。

(8) メール 119 は、文字情報のみ受信となります。添付ファイルや画像等のデータは受信できません。

5 注意事項

(1) 携帯電話通信網は無線を利用しているため、地下、建物内等、電波の届かない所、及び携帯電話通信網のエリア外では、メール 119 がご利用できません。

また、山間部等、携帯電話通信基地局の少ない所や電波の弱い所、及びイベント会場等、携帯電話通信網への接続が多い所では、メール 119 がご利用できなくなる場合があります。

(2) 携帯電話事業者やインターネット事業者による通信網の工事、障害、通信規制等により、メール 119 がご利用できなくなる場合があります。

(3) メールは、遅延・消失する可能性があり、この場合、消防への緊急通報の着信が遅れる又は着信しない場合があります。

(4) 消防は緊急通報の着信後、通報者に対し返信メールを送信します。この返信メールが届かない場合、消防への緊急通報が着信していない可能性があります。その場合は、近くの人に助けを求める等、別の通報手段を講じて下さい。

- (5) 緊急通報を送信後、電波の届かない所や電波の弱い所へ移動したりすると、返信メールが届かない場合がありますので注意して下さい。
また、消防・救急車両到着までは絶対に携帯電話の電源は切らないで下さい。
- (6) 要請場所等が不明な場合には、通報者と消防とで、何度かメールのやり取りをする場合があります。
- (7) 音声通報が可能な方が周囲にいらっしゃる場合には、音声による通報を心掛けて下さい。
- (8) メール 119 のメンテナンス及び障害等に起因して、システムを一時停止する場合があります。メンテナンス等、事前に周知可能な場合については、利用者様に対しメールにて事前に一時停止する旨を通知します。
- (9) 登録者以外の者にメール 119 のメールアドレス（緊急通報送信先）は教えないで下さい。

6 利用手続き

(1) 申込み方法

申込書は消防に用意してありますので、申込書に必要事項を記入の上、消防まで提出して下さい。

(2) 登録・利用開始通知

消防で、申込書に基づきメール 119 への登録作業を行います。なお、ご提供いただいた情報については、本サービスのみを使用させていただきます。

登録完了後、消防から申込みされたメールアドレスに登録完了メール及び通報用様式を送信します。

このメールが正常に受信できた時点をもってご利用可能となります。

(3) 携帯電話やパソコンへ必要事項登録

登録完了メールに記載されたメールアドレスが、メール 119 のメールアドレス（緊急通報送信先）となります。

また、通報用様式は火災用と救急用の 2 通を送付しますので、メール 119 のメールアドレスと共に、緊急時に直ちに使用できるようにして下さい。

(4) 変更及び中止

登録内容の変更又は利用を中止する場合は、申込書に必要事項を記入の上、(1) 申込み方法と同様の方法で申請して下さい。

7 お問い合わせ

メール 119 に関する質問・相談につきましては、消防までご連絡下さい。

また、通報訓練につきましても実施日時の調整をしますので、事前に消防までご連絡下さい。

南空知消防組合消防本部	警防課	0123-72-1835
消防署	救急係	0123-72-0150
由仁支署	救急係	0123-83-2388
長沼支署	救急係	0123-88-2819
南幌支署	救急係	011-378-2619

申込みから登録までの流れ

利用者

申込書を消防で受領後、必要事項を記入



利用者

申込書を消防に提出（様式第1号）



消防

申込書内容を審査



消防本部

申込書の承認の可否通知（様式第2号）



消防

メール119システムヘデータ登録



消防

申込みされたメールアドレスに登録完了メール及び
通報用様式を送信



利用者

メール119システムのメールアドレス及び通報用様式
（火災用と救急用）をPC又は携帯電話の定型文・テン
プレート等に登録

通報から消防車・救急車の出場までの流れ

